

東都医保発第3167号
(地区第1830号)
令和3年2月18日

地区医師会 担当理事 殿

公益社団法人
東京都医師会
理事 魚住 葵
黒 瀬 巖



新型コロナウイルス感染症の重症化リスクを鑑別補助する新検査
「インターフェロン-λ3」の診療報酬請求について

平素は本会事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者の重症化リスクの判定補助に用いる新しい臨床検査「インターフェロン-λ3 (IFN-λ3)」が保険適用されたことにつきましては、令和3年2月15日付東都医保発第3120号(地区第1807号)「新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて」にてお知らせしたところです。

標記検査はその性質上、抗原検査(迅速)を受けてその場で陽性と診断された患者に対して実施するようなケースが想定されることから、公費負担で検査が実施できるかどうか関係各所に確認し、その結果を下記のとおり取りまとめましたのでご活用ください。

なお、診療報酬請求のための区分番号や診療行為コードが、社会保険診療報酬支払基金ホームページ「医科診療行為マスター登録内容の一部変更」に掲出されておりましたので、併せて記載いたしました。

記

【測定項目】 インターフェロン-λ3 (IFN-λ3)

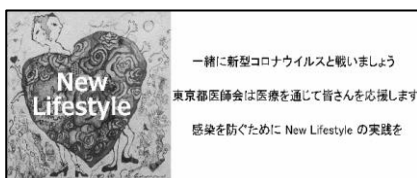
【点数】 D013 肝炎ウイルス関連検査 14 HBV ジェノタイプ判定 340点

【区分番号】 D013-00 【診療行為コード】 160225950 【省略漢字略称】 IFN-λ3

■検査費用の公費適用について

「コロナ陽性患者の治療方針を決めるため」であれば、原則、感染症の公費が適用できる

1. 既に新型コロナ陽性と診断され、保健所の指示で宿泊・自宅療養中の患者
→公費適用可 ※公費負担者番号「28136802」で請求
2. 高齢者または基礎疾患を持っていて入院中のコロナ中等症以下の患者
→公費適用可 ※公費負担者番号「2813****」(管轄保健所で異なる)で請求
3. 外来で抗原検査(迅速)を受け、即日、新型コロナ陽性と診断された患者
→保健所に陽性患者の報告を行うと同時に公費負担での検査実施の可否を確認し、保健所の承諾を得た場合は公費適用可。 ※公費負担者番号「28136802」で請求
この場合、レセプトの適用欄に「保健所の承諾を得て検査実施」と記載する



(公社)東京都医師会 事業部 医療保険課
TEL: 03-3294-8821 FAX: 03-3292-7097
■新型コロナウイルス感染症の保険適用に関する情報
<https://www.tokyo.med.or.jp/17904>